

# 小売電気事業に関するフォローアップ調査結果

令和4年11月8日  
資源エネルギー庁

# 1. フォローアップ調査の概要

- 9月1日より最終保障供給料金が市場価格連動型に移行したことに伴う小売電気事業者の新規受付の再開状況の把握や、新電力の事業撤退・縮小に伴い大規模な中途解約も発生しており、需要家保護の観点から必要に応じた対策を検討するための情報収集を目的として、すべての小売電気事業者を対象にフォローアップ調査を実施し、約5割の事業者から回答を得た。

【実施期間】	2022年9月20日～9月30日 (補足調査 2022年10月13日～10月18日)
【対象者】	小売電気事業者 全732社 (2022年9月20日時点)
【回答数】	344社 (約47%)
【質問項目】	・ 新規契約、スイッチングの状況 ・ 中途解約の状況 ・ 資金確保策について ・ リスクマネジメント 等

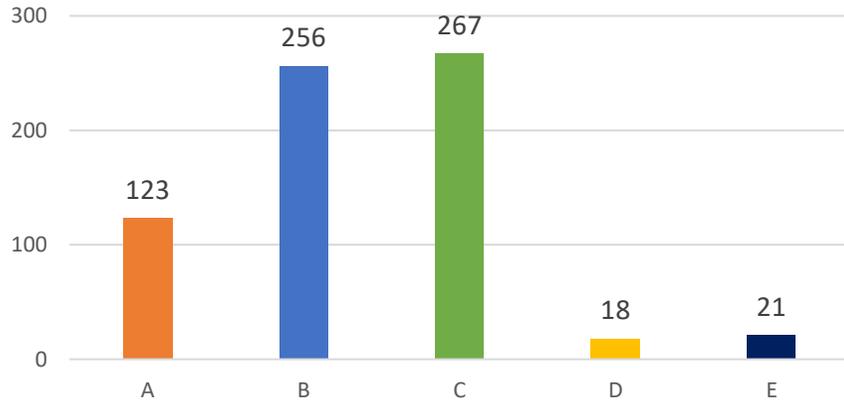
- 9月1日より最終保障供給料金が市場価格連動型に移行しており、小売電気事業者における新規受付の再開状況等について把握することが必要。
- また、新電力の事業撤退・縮小に伴い大規模な中途解約も発生しており、需要家保護の観点から、情報収集した上で、必要に応じて対策を検討することが考えられる。
- このため、全ての小売電気事業者を対象としたフォローアップ調査を行うこととしてはどうか。
- なお、「今後の小売政策の在り方について中間とりまとめ（令和4年7月）」において、託送料金等の未払い問題等について方向性を整理したところであるが、上記のフォローアップ調査の結果も踏まえて、規制のあり方を検討することとしてはどうか。

## <調査項目案>

1. 新規の契約申し込み受付状況
  - ・ 新規の契約の申し込み受付、検討の状況
  - ・ 新規の契約申し込みを受け付け、検討している料金メニュー 等
2. 中途解約の状況
  - ・ 小売電気事業者から通知した中途解約の件数
  - ・ 中途解約をした理由
  - ・ 通知日から供給停止日までの期間
  - ・ 供給停止日の変更 等
3. 資金確保
  - ・ 小売電気事業の継続又は事業の休廃止までの間の運転資金確保のために講じた追加的な資金確保策
  - ・ 最低限保有する現預金の規模
  - ・ 自己資本比率 等
4. 事業上のリスク管理
  - ・ 重要なリスクとして認識しているもの
  - ・ リスクを抑制するために実施している対策
  - ・ 対策の需要家への情報提供 等
5. 経過措置規制料金

## 2. 小売電気事業者の事業対象と電力調達の方法

【Q1-1】小売電気事業の対象としている需要家の対象をご回答ください。（複数回答可）

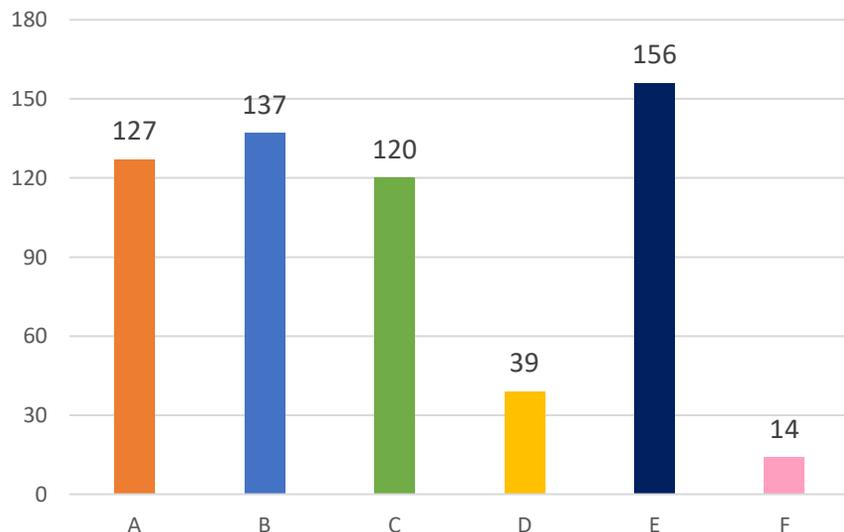


【回答数】344社

<回答>

- A. 特別高圧
- B. 高圧
- C. 低圧
- D. 現在、小売り電気事業を営んでいるが、需要家が1件もない。
- E. 現在、小売電気事業を休止しているため、需要家が1件もない。

【Q1-2】電力調達についてご回答ください。（複数回答可）



【回答数】344社

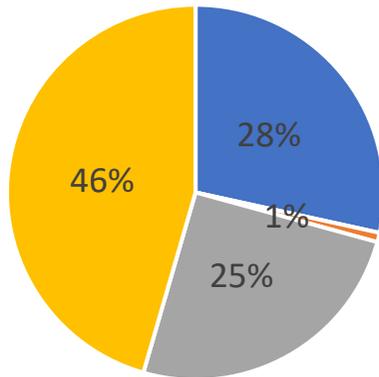
<回答>

- A. JEPXの会員として、卸電力取引市場から調達している。
- B. 卸供給事業者（電源調達を委託している場合にあっては、その委託先）から、電力を調達しており、当該卸供給料金は市場価格に連動する料金設定になっている。
- C. 主に自社で実施、一部を他社に委託。
- D. 先物取引
- E. 上記に該当しない調達方法
- F. 現在需要家がないため、調達していない。

### 3. 新規の契約申し込み受付状況【特別高圧】

【Q2-1】需要家からの新規契約の申し込みを受け付けていますか。

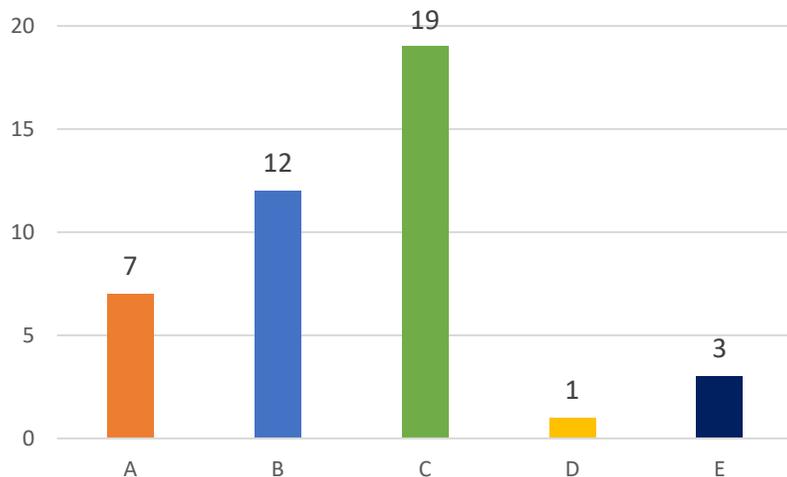
【回答数】123社



- 今年度の供給分について、新規契約の申し込みを受け付けている。
- 今年度の供給分については新規受付の申し込みを受け付けていないが、来年度の供給分については新規契約の申し込みを受け付けている。
- 新規契約の申し込みを受け付けていないが、受付再開に向けて、新たな料金メニューや既存料金メニューの設定を検討中。
- 新規契約の申し込みを受け付けておらず、受付再開の予定も立っていない。

【Q2-1-1】「今年度の供給分について、新規契約の申し込みを受け付けている。」と回答した方は、申し込みを受け付けている料金メニューについて教えてください。（複数回答可）

【回答数】35社



<回答>

- A. 固定料金のメニュー
- B. 燃料費調整型のメニュー
- C. 市場価格連動型のメニュー
- D. 燃料費の変動と市場価格の変動の両方を反映させるメニュー
- E. その他 ・ 新規申し込みを受け付けているが、契約条件等需要家と合意は困難な状況。

### 3. 新規の契約申し込み受付状況【特別高圧】

【Q2-1-2】「今年度の供給分について、新規契約の申し込みを受け付けていないが、来年度の供給分については新規契約の申し込みを受け付けている。」と回答した方は、検討している料金メニューについて教えてください。（複数回答可）

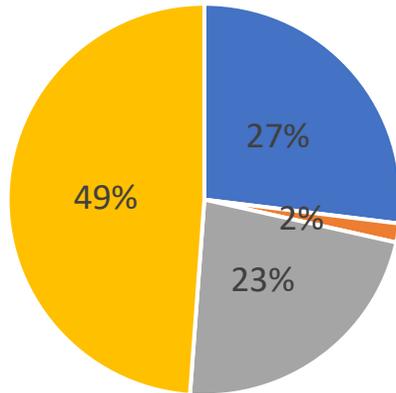
<回答>

【回答数】1社のみで、グループ会社にのみ燃料費調整型のメニューの提供を検討。

### 3. 新規の契約申し込み受付状況【高圧】

【Q2-2】需要家からの新規契約の申し込みを受け付けていますか。

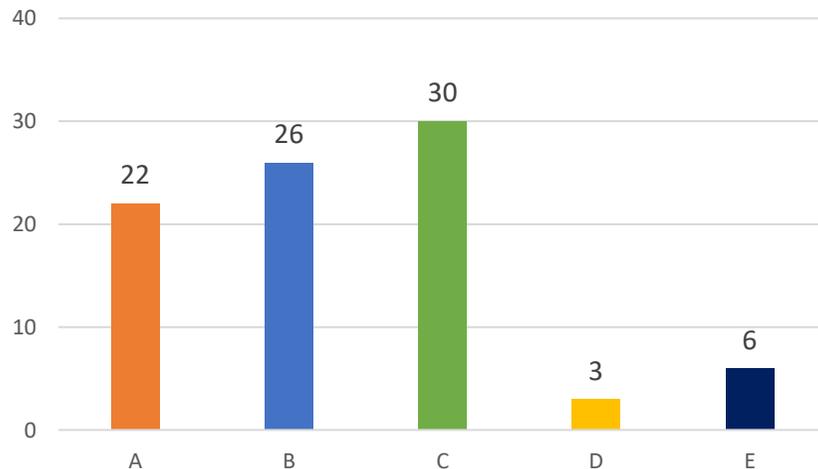
【回答数】256社



- 今年度の供給分について、新規契約の申し込みを受け付けている。
- 今年度の供給分については新規受付の申し込みを受け付けていないが、来年度の供給分については新規契約の申し込みを受け付けている。
- 新規契約の申し込みを受け付けていないが、受付再開に向けて、新たな料金メニューや既存料金メニューの設定を検討中。
- 新規契約の申し込みを受け付けておらず、受付再開の予定も立っていない。

【Q2-2-1】「今年度の供給分について、新規契約の申し込みを受け付けている。」と回答した方は、申し込みを受け付けている料金メニューについて教えてください。（複数回答可）

【回答数】69社



<回答>

- A. 固定料金のメニュー
- B. 燃料費調整型のメニュー
- C. 市場価格連動型のメニュー
- D. 燃料費の変動と市場価格の変動の両方を反映させるメニュー
- E. その他
  - ・ 燃料費調整型のメニューだが水準は都度見積。
  - ・ オンサイトPPAとセット供給
  - ・ 新規申し込みを受け付けているが、契約条件等需要家と合意は困難な状況

### 3. 新規の契約申し込み受付状況【高圧】

【Q2-2-2】「今年度の供給分について、新規契約の申し込みを受け付けていないが、来年度の供給分については新規契約の申し込みを受け付けている。」と回答した方は、検討している料金メニューについて教えてください。（複数回答可）

<回答>

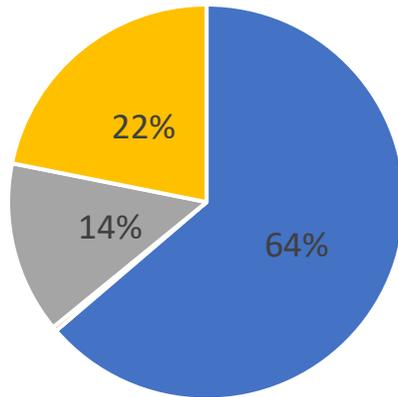
【回答社数】4社

回答内容	件数	その他の内容
固定料金のメニュー	2件	
燃料費調整型のメニュー	2件	
市場価格連動型のメニュー	1件	
燃料費の変動と市場価格の変動の両方を反映させるメニュー	1件	
その他	1件	グループ会社にのみ燃料費調整型のメニューを提供を検討。

### 3. 新規の契約申し込み受付状況【低圧】

【Q2-3】需要家からの新規契約の申し込みを受け付けていますか。

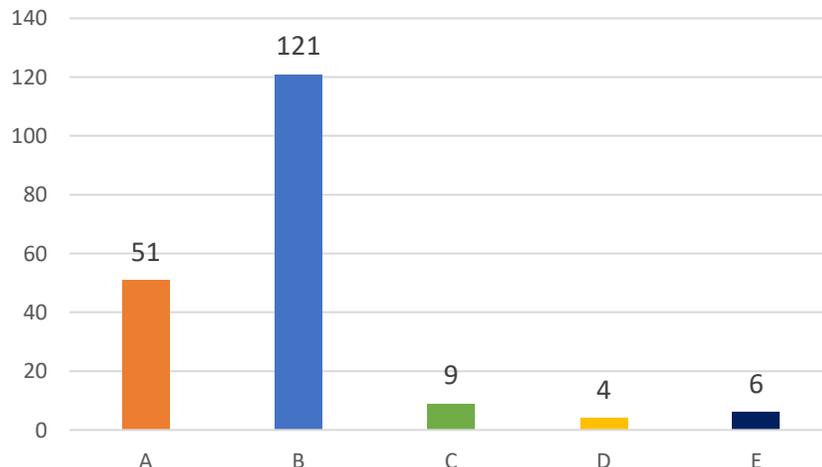
【回答数】267社



- 今年度の供給分について、新規契約の申し込みを受け付けている。
- 今年度の供給分については新規受付の申し込みを受け付けていないが、来年度の供給分については新規契約の申し込みを受け付けている。
- 新規契約の申し込みを受け付けていないが、受付再開に向けて、新たな料金メニューや既存料金メニューの設定を検討中。
- 新規契約の申し込みを受け付けておらず、受付再開の予定も立っていない。

【Q2-3-1】「今年度の供給分について、新規契約の申し込みを受け付けている。」と回答した方は、申し込みを受け付けている料金メニューについて教えてください。（複数回答可）

【回答数】170社



<回答>

- A. 固定料金のメニュー
- B. 燃料費調整型のメニュー
- C. 市場価格連動型のメニュー
- D. 燃料費の変動と市場価格の変動の両方を反映させるメニュー
- E. その他
  - ・ 燃料費調整額の上限撤廃を実施。
  - ・ 市場価格と先物市場価格を反映させたメニュー
  - ・ 太陽光パネル設置や蓄電池設置プランに限り受付。
  - ・ 新規申し込みを受け付けているが、契約条件等需要家と合意は困難な状況

### 3. 新規の契約申し込み受付状況【特別高圧】

【Q2-3-2】「今年度の供給分について、新規契約の申し込みを受け付けていないが、来年度の供給分については新規契約の申し込みを受け付けている。」と回答した方は、検討している料金メニューについて教えてください。（複数回答可）

<回答>

【回答数】1社のみで、燃料費の変動と市場価格の変動の両方を反映させるメニューの提供を検討。

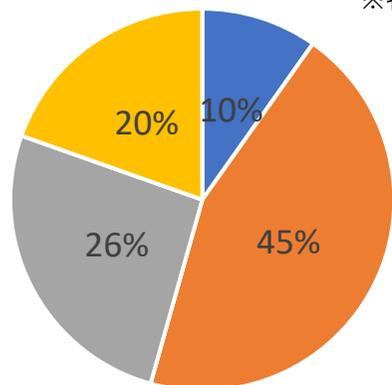
### 3. 新規受付・スイッチング状況

【Q2-4】他の小売電気事業者から貴社への契約切替の申込みを受ける場合、電気の供給開始までに、どの程度の期間が必要ですか。

【特別高圧】

【回答数】92社

※特別高圧を対象としない事業者を含まない。

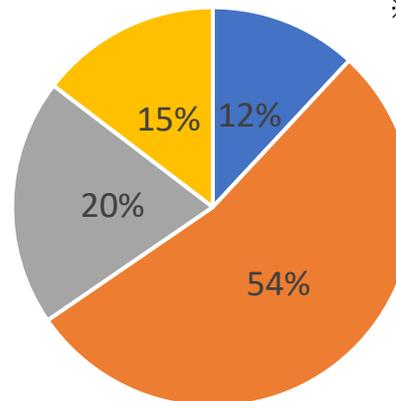


- 1ヶ月未満
- 1ヶ月以上2ヶ月未満
- 2ヶ月以上3ヶ月未満
- 3ヶ月以上

【高圧】

【回答数】185社

※高圧を対象としない事業者を含まない。

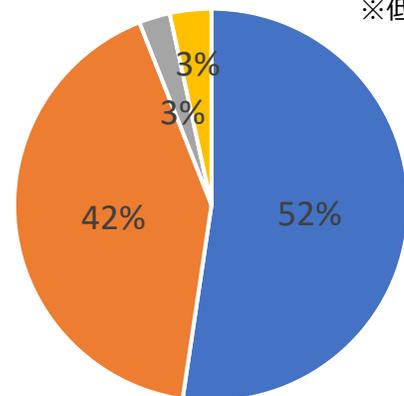


- 1ヶ月未満
- 1ヶ月以上2ヶ月未満
- 2ヶ月以上3ヶ月未満
- 3ヶ月以上

【低圧】

【回答数】235社

※低圧を対象としない事業者を含まない。

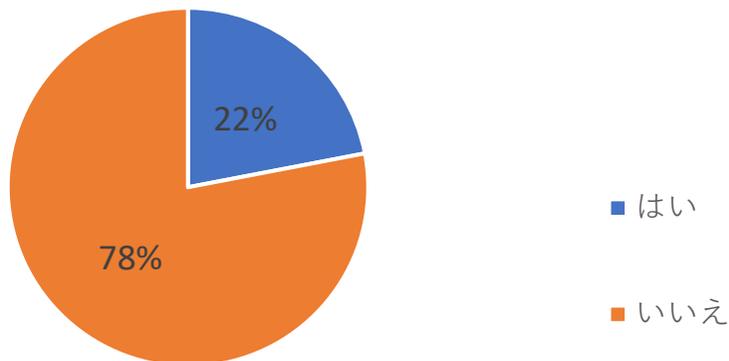


- 1ヶ月未満
- 1ヶ月以上2ヶ月未満
- 2ヶ月以上3ヶ月未満
- 3ヶ月以上

### 3. 新規受付・スイッチング状況

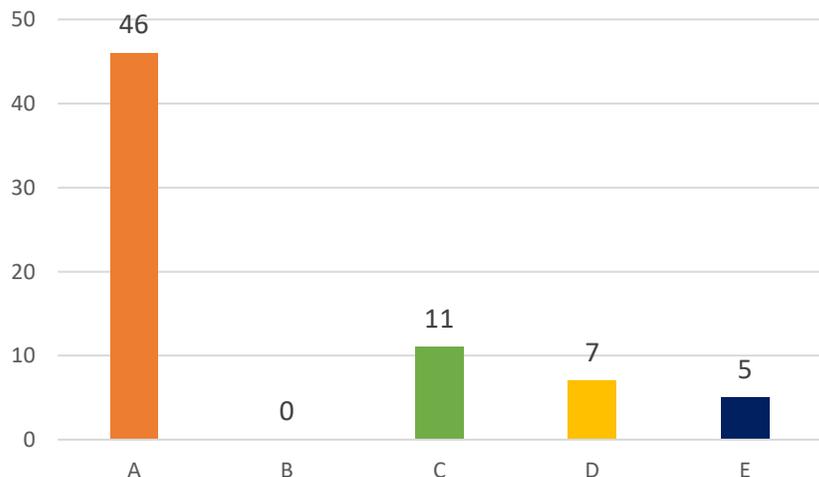
【Q2-5】無契約状態で電気を使用している需要家から申し込みを受けたことはありますか。

【回答数】314社



【Q2-6】Q2-5で「はい」と回答した方は、無契約状態での電気の使用の解消のため、どのような対応をしていますか。

【回答数】69社



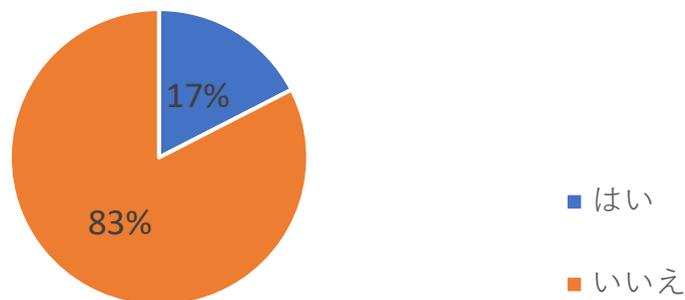
<回答>

- A. 「新たに締結する小売供給契約について、無契約状態で電気の使用を開始した日まで遡って、料金を支払う必要がある」旨を、需要家に対して説明している。
- B. 無契約状態の解消（「無契約期間において、最終保障供給（経過措置期間中の低圧部門への供給は特定小売供給）を受けたとみなして、料金を支払う必要がある」旨を、需要家に対して説明している。
- C. AまたはBのいずれかの料金支払いが必要である旨を、需要家に対して説明している。
- D. A～Cのような説明を積極的にはしていないが、需要家からの希望があれば、AまたはBのいずれかの料金支払いを受け付けている。
- E. 特段の対応をしていない。

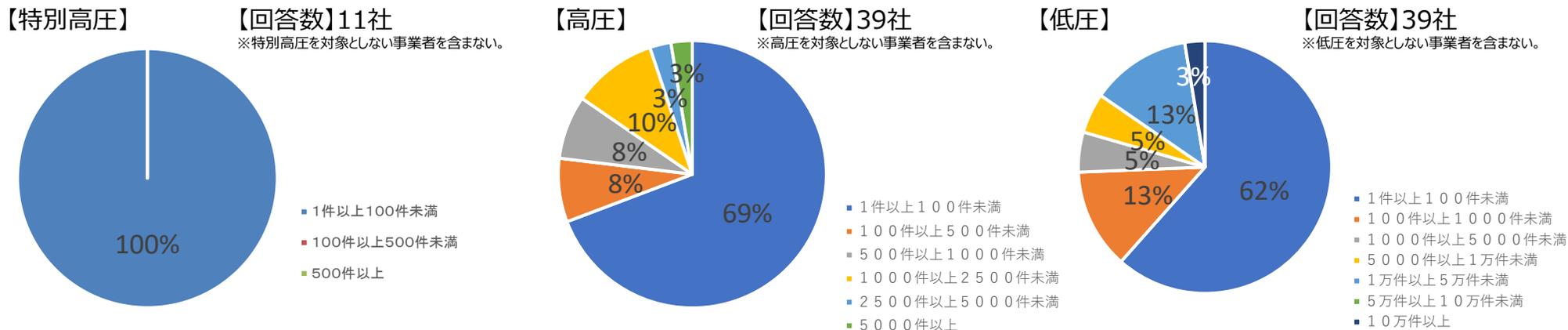
## 4. 中途解約の状況

【Q3-1】2022年1月から2022年8月までに、貴社から需要家に対して中途解約（貴社事由により、契約期間中に契約関係を解消するものに限る）の通知をしましたか。

【回答数】344社



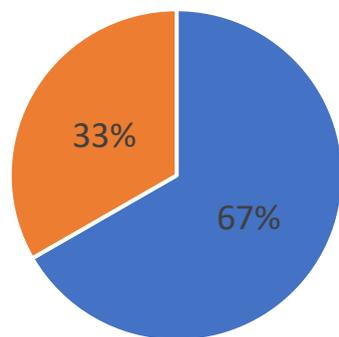
【Q3-2】Q3-1で「した」と回答した方は、2022年1月から2022年8月貴社から需要家に対して中途解約（貴社事由により、契約期間中に契約関係を解消するもの）の通知をした件数（需要場所ごとの件数）についてご回答ください。



## 4. 中途解約の状況

【Q3-3】Q3-1に「した」と回答した方は、中途解約を通知した理由のうち、最も多いものについてご回答ください。

【回答数】60社



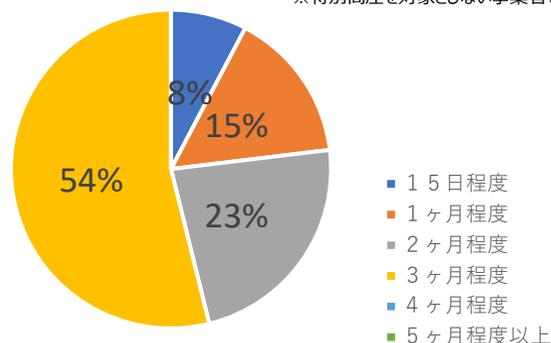
- 電力調達コストの高騰による採算が合わなくなったため
- その他
  - ・ 調達可能電力の不足と価格高騰。
  - ・ 調達委託先からの調達量抑制要請による。
  - ・ グループ会社の方針によるもの。
  - ・ 安定的な数量で相対契約をしていたが、2022年度の相対契約ではJKM見合いの価格提示をされたため、当調達先により供給を行っていた顧客に対しては最終保障供給より割高な料金になる恐れがあるため、旧一電への切替促進および、中途解約を申し出た。 等

【Q3-4】Q3-1に「した」と回答した方は、中途解約の通知を発出した日から、供給停止日までどの程度の期間を設けましたか。（通知後、供給停止日を変更した場合には、当初設定した期間をお答えください。）

【特別高圧】

【回答数】13社

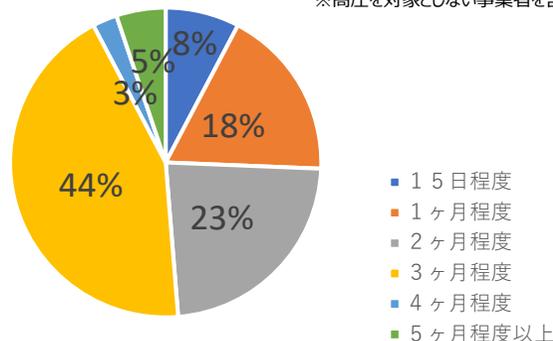
※特別高圧を対象としない事業者を含まない。



【高圧】

【回答数】39社

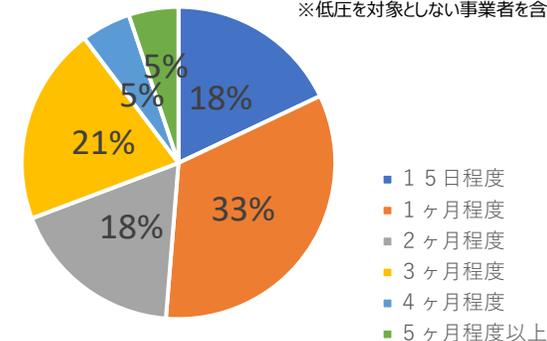
※高圧を対象としない事業者を含まない。



【低圧】

【回答数】39社

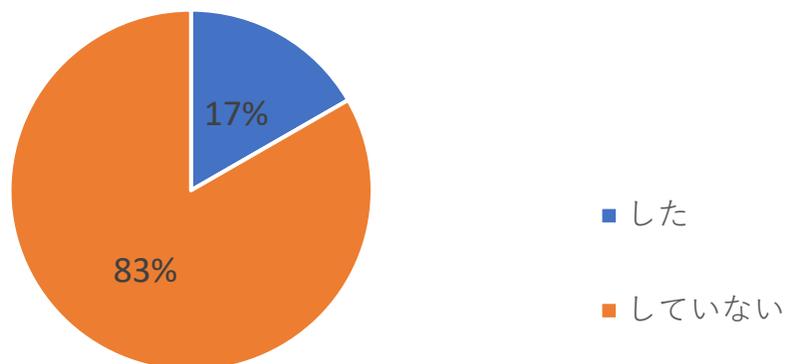
※低圧を対象としない事業者を含まない。



## 4. 中途解約の状況

【Q3-5】Q3-1に「した」と回答した方について、中途解約を通知した後、供給停止日を変更しましたか。

【回答数】60社

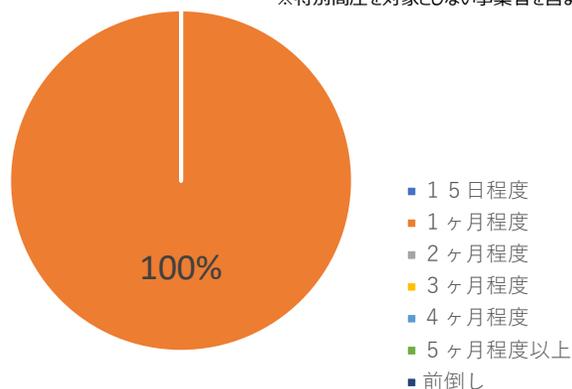


【Q3-6】Q3-5に「した」と回答した方について、どの程度の期間、供給停止日を変更しましたか。

【特別高圧】

【回答数】2社

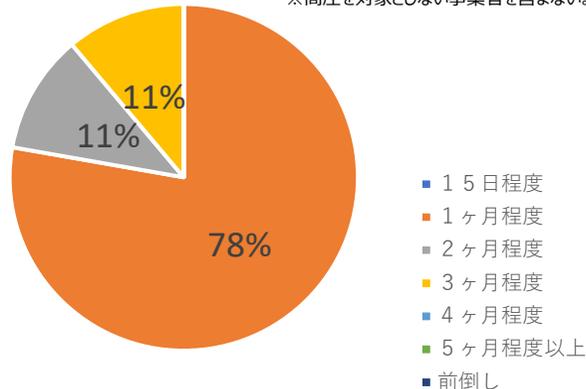
※特別高圧を対象としない事業者を含まない。



【高圧】

【回答数】9社

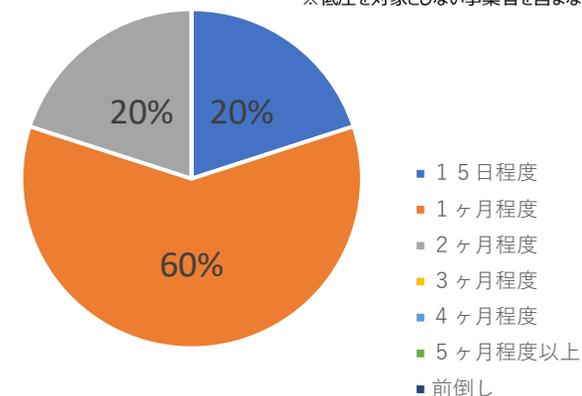
※高圧を対象としない事業者を含まない。



【低圧】

【回答数】5社

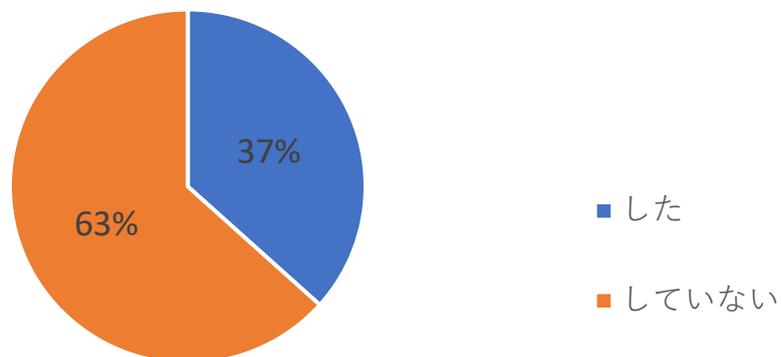
※低圧を対象としない事業者を含まない。



## 4. 中途解約の状況

【Q3-7】Q3-1に「した」と回答した方について、中途解約の通知に際し、特定の小売電気事業者へのスイッチングを案内しましたか。

【回答数】60社



【Q3-8】Q3-7に「した」と回答した方について、案内をした特定の小売電気事業者名（当該事業者が提供しているサービス名でも可）を教えてください。

<回答記載内容>

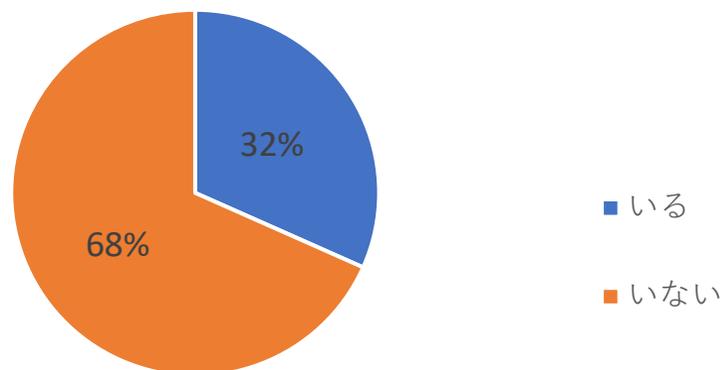
【回答数】17社

個別に他社新電力を案内した事業者はいるものの、みなし小売電気事業者（規制料金メニュー含む）や一般送配電事業者の最終保障供給を案内する事業者が多数を占める。

## 4. 中途解約の状況

【Q3-9】Q3-1に「した」と回答した方について、供給停止日になってもスイッチングが進まずに、無契約状態になった需要家はいますか。

【回答数】60社



【Q3-10】Q3-9に「いる」と回答した方について、無契約状態になった需要家はどの程度いらっしゃいますか。

【特別高圧】

【回答数】2社

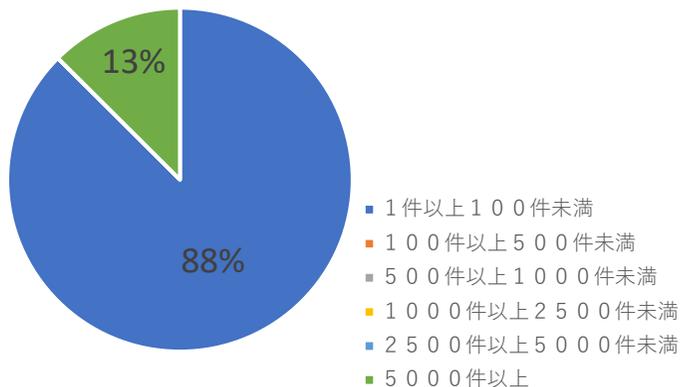
※特別高圧を対象としない事業者を含まない。



【高圧】

【回答数】8社

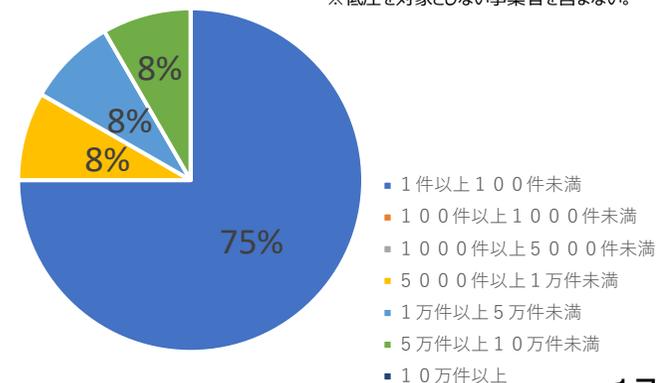
※高圧を対象としない事業者を含まない。



【低圧】

【回答数】12社

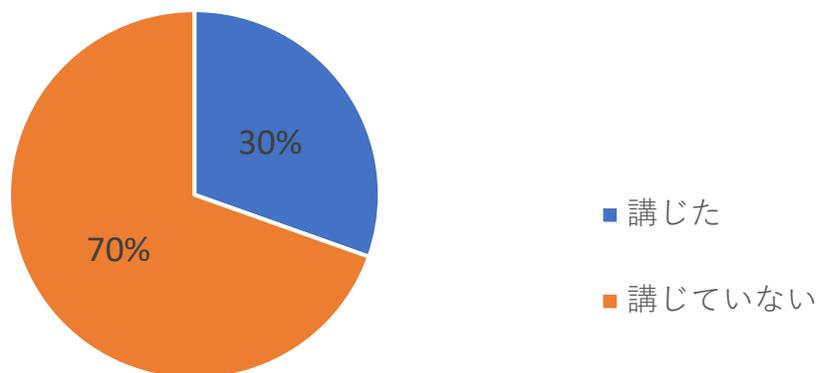
※低圧を対象としない事業者を含まない。



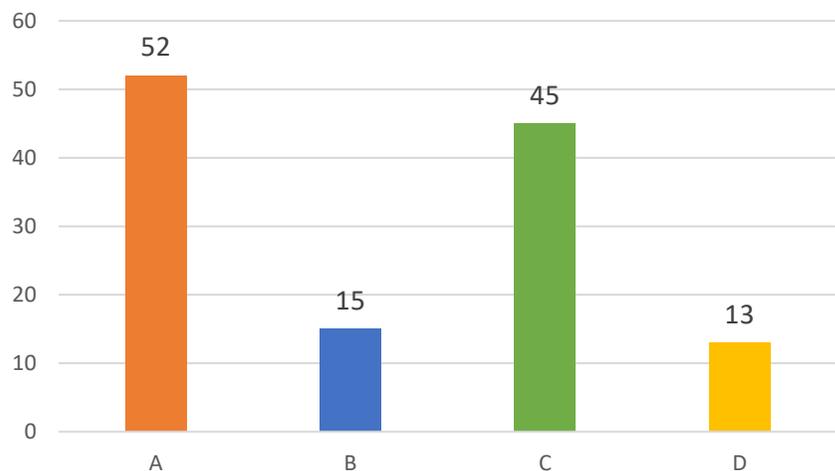
## 5. 資金確保策について

【Q4-1】小売電気事業の継続又は事業の休廃止までの間の運転資金の確保のために、追加的な資金確保策を講じましたか。

【回答数】344社



【Q4-2】Q4-1に「講じた」と回答した方は、追加的な資金確保策についてご回答ください。  
(複数回答可)



<回答>

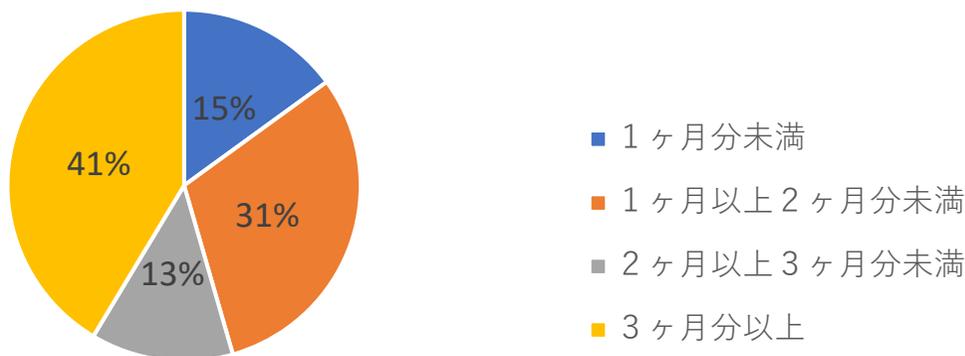
【回答数】125社

- A. 親会社等のグループ内の関係者からの資金援助（出資、融資等）
- B. 本業等の事業部門の利益からの補填
- C. 金融機関からの融資額の増額
- D. その他
  - ・ 料金メニュープランの見直し
  - ・ 資産売却による資金調達
  - ・ 当座貸越契約による借入極度額の確保
  - ・ 公募増資による資本金の増額
  - ・ 第三者割当新株発行
  - ・ 関係先以外からの増資
  - ・ 社債の発行額の増額
  - ・ コマーシャルペーパーの発行等
  - ・ 出資団体からの資金援助（補助金）

## 5. 資金確保策について

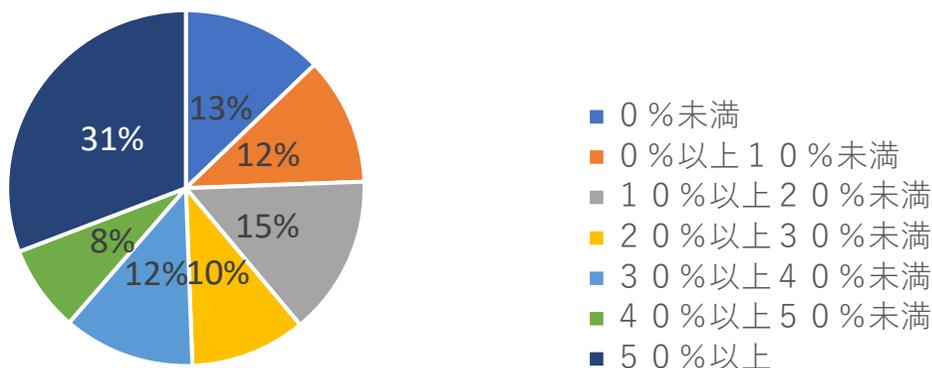
【Q4-3】小売電気事業において貴社内で保有している現預金（短期の引き出しが可能なものに限る）について、社内で最低限保有する金額の目安は、月次販売電力料の何カ月相当か教えてください。

【回答数】314社



【Q4-4】小売電気事業に限らず、直近の決算（小売電気事業を営む貴社の単体決算）での自己資本比率はおおよそ何%となるか教えてください。

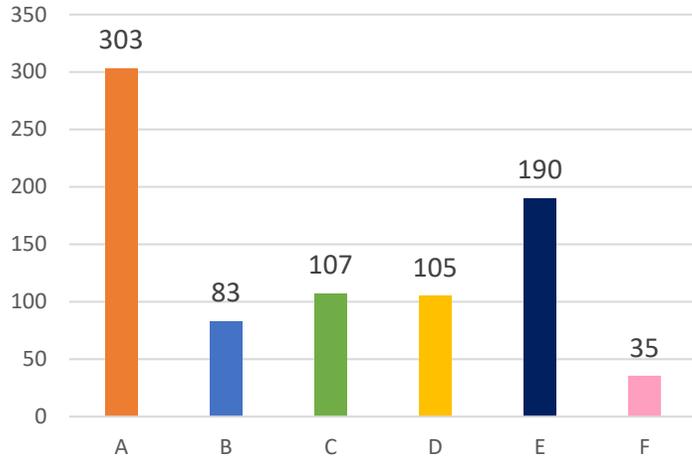
【回答数】344社



## 6. リスクマネジメント

【Q5-1】小売電気事業において、貴社が重要なリスクとして認識されているものについてご回答ください。（複数回答可）

【回答数】314社



<回答>

- A. 調達価格の変動
- B. 気候変動問題
- C. 需給バランス調整
- D. 小売電気事業者間での競争
- E. 小売電気事業に関する制度変更
- F. その他

<その他記載内容>

- ・ 自家発の故障
- ・ 国全体の発電能力
- ・ 旧一電の提供単価が結果安くなり、自由化が結果として崩壊する可能性があること。
- ・ 廃棄物発電のバイオマス混焼比率変動
- ・ 託送料金の変動
- ・ 発電事業者による内外無差別の確保が順守されなくなること。
- ・ 他社の燃料費調整額
- ・ 容量拠出金
- ・ 常時BUなど制度上の措置が機能せず利用できないこと。
- ・ 円安や燃料高
- ・ 電源の寡占による調達価格の引上げ
- ・ 地政学リスクなどによる燃料価格の高騰
- ・ 需要家の料金未払い
- ・ 卸電力市場の高騰
- ・ 災害による調達発電所停止リスク
- ・ 小売価格の硬直性
- ・ 円安や燃料高
- ・ エネルギー政策
- ・ 規制料金
- ・ 発電事業がなく、専ら卸供給事業者から電力を調達していること（卸供給事業者の方針・意向に従わざるを得ない）
- ・ 電力調達の流動性低下
- ・ システム障害（サイバー攻撃、自社システム起因等）、情報漏洩
- ・ 調達価格の変動と同様に適正な水準を超えた大幅な値引き
- ・ 調達コストが売価にダイレクトあるいはタイムリーに反映できる仕組みになっていない。
- ・ 環境系の制度（カーボンフットプリント等）

# 6. リスクマネジメント

【Q5-2】Q5-1について貴社が当該リスクを抑制するために実施している対策があれば教えてください。（自由記載）

【回答数】169社

## 1. 相対取引

- ・ 相対調達契約による調達価格の固定化
- ・ 比較的安価な相対電源等の固定価格での調達比率を増やすことで、経済性を見ながらスポット市場の価格変動リスクを低減。
- ・ 相対契約量の増加、契約数の増加検討
- ・ 発電事業者との相対卸取引継続交渉
- ・ 先物取引や相対電源などでリスクヘッジを行っているが、来年度の電源調達は価格面で苦労している。
- ・ 昨今は、相対電源確保が、調達価格の変動対策として非常に困難になっている状況

## 2. 電源の確保

- ・ バックアップ電源等の活用
- ・ 卒FIT、非FIT電源の相対取引等
- ・ 自社電源の開発（太陽光パネル建設など）
- ・ アグリゲータ等の電源調達先の変更を検討

## 3. 対需要家

- ・ 市場連動型料金の導入、先物取引等によるリスクヘッジ
- ・ 市場価格を一定割合で需要家に転嫁する制度の導入
- ・ 独自の燃料費調整制度の導入、上限の撤廃
- ・ 省エネ商品、サービスの提案や節電方法の案内
- ・ 販売メニューや販売料金単価の見直し
- ・ デマンドレスポンス（行動変容型）による使用量抑制
- ・ 積極営業や露出を押さえることで新規販売の実質的な抑制
- ・ 新規受付はJEPXスポット市場に連動する小売メニューで対応
- ・ 小売電気事業の付加価値を高めるため、電力コンサルティング事業・電気保安点検事業・電力小売事業という需要家への総合的サービスを展開。

## 6. リスクマネジメント

【Q5-2】Q5-1について貴社が当該リスクを抑制するために実施している対策があれば教えてください。（自由記載）

### 4. BG

- ・ バランシンググループに属し、親BGからの固定価格卸を受けることで調達価格の短期的な変動リスクをヘッジしている。
- ・ 電力供給を受けているバランシンググループの親会社との密な情報交換により早急な現状の把握。

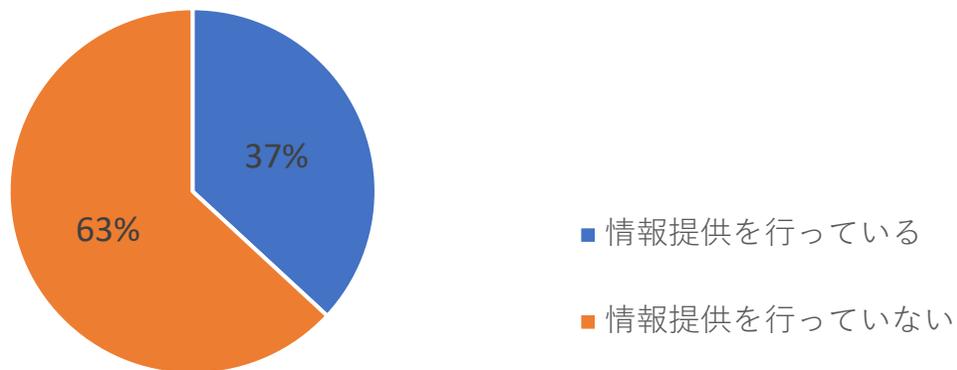
### 5. その他

- ・ 需給管理業務を自社対応で実施
- ・ 相対卸等の判断材料としての市場価格予測分析
- ・ 需要量および発電量の予測精度向上のための分析
- ・ 独自の需給ポートフォリオを形成し調達価格の低減をはかるとともに、社会情勢の情報収集に努めている。
- ・ 需要家の選別
- ・ 小売電気事業者から取次事業者への遷移
- ・ 先行する地域新電力との提携契約によるシステム費用の削減
- ・ オンサイトPPAにより系統電力からの供給量の割合を低減させ、調達価格の変動や制度変更からの影響を最小限にする対策を実施中。
- ・ 予測技術を強化し、同時同量調達を徹底することによりインバランスリスクを排除
- ・ 審議会等の聴取、パブコメ等提出、他社と情報交換（イコールフィッティングの政策的薄れに危機感）
- ・ JEPXからの購入に頼っているかつ、相対電源の購入先が見つからない状況で、先物市場の高騰も続き対策できていない。

## 6. リスクマネジメント

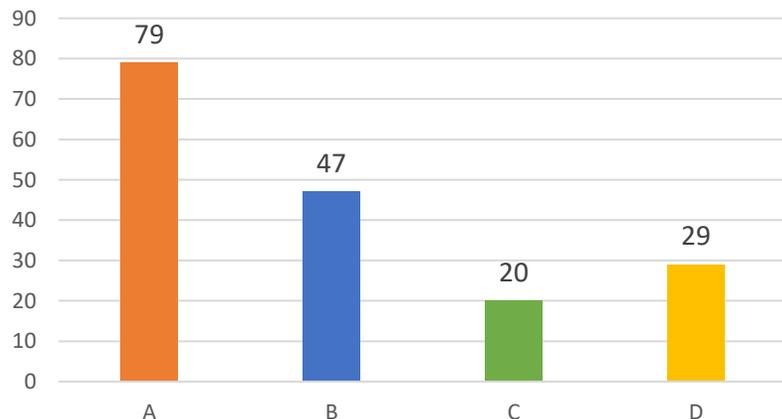
【Q5-3】Q5-2についてご回答いただいた対策の内容について、需要家に対して情報提供を行っていますか。

【回答数】314社



【Q5-4】Q5-3について「情報提供を行っている」と回答した方は、どのような方法で情報提供を行っていますか。（複数回答可）

【回答数】115社



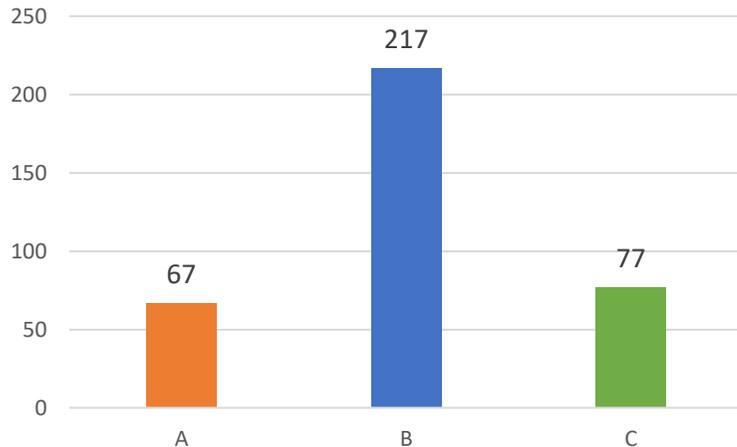
<回答>

- A. 対面での説明
- B. WEBページへの掲載
- C. チラシ等の書面への掲載
- D. その他
  - ・需給契約時に必ず説明を行う。
  - ・週に一度のマーケットアップデートを需要家に送付している。
  - ・株主総会での情報提供
  - ・請求書を添付するメールへの記載
  - ・問合せがあった場合、個別に説明を実施
  - ・次年度の価格見直しについて、請求書等に事前明記通知している。

# 7. 経過措置料金（規制料金）について

【Q6-1】経過措置料金（規制料金）についてご回答ください。（複数回答可）

【回答数】344社



<回答>

- A. 消費者保護のために経過措置料金（規制料金）を継続することが必要である。
- B. 燃料価格の情勢によっては、経過措置料金（規制料金）が自由料金を下回るようになるため、経過措置の解除基準を改正して、経過措置料金（規制料金）を廃止することが必要である。
- C. その他

<その他記載内容>

## 1. 経過措置料金（規制料金）を維持または見直しが必要

- ・経過措置料金が自由料金を下回るとは適正ではないと考えられるため、経過措置料金の見直しが必要である。
- ・自由化された市場が活性化するためには当面の規制が必要であることと考える。
- ・消費者保護は必要であり、規制料金を継続することが望ましい。しかし、自由料金を下回る場合には小売電気事業者（新電力）を支援、救済する措置が必須条件である。
- ・消費者保護のために経過措置料金（規制料金）を継続することが必要であるが自由料金を下回る場合がある為経過措置の解除基準を改正し、双方を保護することが必要。

## 2. 経過措置料金（規制料金）における燃料調整費について見直しが必要

- ・規制料金は保持されるべきだが、燃料の上限は撤廃すべき。
- ・燃料価格の情勢によっては、経過措置料金（規制料金）が自由料金を下回るようになるため、経過措置料金（規制料金）を改定することが必要である。
- ・経過措置料金（規制料金）は一定期間ごとに燃料価格の情勢を適切に反映したうえで継続すべき。
- ・現状の燃料価格高騰等に対する課題として、規制料金と自由化料金の燃料費調整制度の相違が競争環境を歪めていると考えられることや、受益者負担の市場原理に照らした際には、例えば、燃料費調整制度の上限が廃止されれば、需要家や各事業者においても分かりやすい状況になるものと認識している。
- ・昨今は地政学リスクや為替などの要因によって、経過措置料金策定時に設定された燃料価格の上限と現行の燃料価格に著しい差が生じている。時勢と乖離した経過措置料金の上限価格が自由料金を下回る状況が継続することは自由競争の阻害要因になり得るため、適正化が必要と考える。

# 7. 経過措置料金（規制料金）について

## 【Q6-1】経過措置料金（規制料金）についてご回答ください。（複数回答可）

### <その他記載内容>

#### 3. 経過措置料金（規制料金）は廃止すべき

- ・規制料金と自由料金が並立することは不相当ではないか。契約期間の縛り等がない限り上限に達した時点で、需要家が上限付きメニューに移動し、価格が落ち着いたら自由料金に戻るということを繰り返し非生産的かと思う。また、長期間の縛りを設けることは、自由化の趣旨に合うのか疑問である。
- ・規制料金が残存した場合、大手事業者による逆ザヤでの販売となり独禁法上の問題があるのではないと思料する。新電力は上限付きメニューの販売は不可能。
- ・本来の電力システム改革の趣旨である「需要家の選択肢や事業者の事業機会を拡大する目的」を前提として、足元の燃料価格高騰で経過措置料金が自由料金を下回り、電力システム改革の目的に逆行するような状況を踏まえると、解除基準を改正し経過措置料金を廃止する方向を目指すべき。また、足元の燃料価格高騰によりあるべき競争環境が担保されていない喫緊の課題を踏まえ、経過措置料金の前段として、燃料費調整制度の上限廃止撤廃を志向してはどうか。

#### 4. その他

- ・基本的にはみなし小売電気事業者と国が決めることと思うが、電力全面自由化にありながら経過措置料金があるのはおかしいと思う。
- ・規制料金の問題というより、燃料費調整制度の在り方を含めて自由競争の在り方や制度設計に関する総合的な見直しが必要。
- ・期限の定めのない、または延々と延長が可能な経過措置や激変緩和は行うべきでない。常時バックアップも趣旨と異なり転売されているなど問題が出ている。
- ・電源を卸してもらえなければ事業継続が出来ないリスクが全小売事業者にある。電源の8割を持つ日一電の小売部門の電気料金が市場連動型であれば納得できるが、そうでなければ日一電の小売部門に有利な内部取引を疑わざるを得ない。
- ・電力・ガスシステム改革の目的に符合するよう原燃料高騰時における需要家保護は、上限のあるメニューや料金高騰リスクに備えることができるメニューを含む様々な選択肢が提供され、需要家自ら料金メニューを選択できることにより実現されることが望ましいと考える。一方、上限を超えたコストは各小売電気事業者の負担となり、当然持続的で安定した供給も需要家保護の観点では重要であると考え、上限を上回った場合の料金および上限設定の見直しは需要家に十分な説明を行うことにより適正に進められていくべき。
- ・経過措置料金の趣旨に鑑み、これまでの整理通り競争状況によって解除判断を行うべき。一方で、調整上限により他社が対応困難な廉売状態となっていることを踏まえ、自由料金との逆転現象の解消による健全な競争環境を担保するために、経過措置料金の調整上限については、必ずしも値下げ届出を要しない等の機動的な見直しを認めるべき。